

豊中エコショップ審査員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中エコショップ制度実施要領第5条第2項の規定に基づき、豊中エコショップ審査員（以下「審査員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 審査員は、次の職務を行う。

- (1) ステップアップ申請店舗の審査
- (2) エコショップ制度に係る意見交換会等への参加

(審査員の選任)

第3条 審査員は、次の中から市長が8名を限度に委嘱する。

- (1) 廃棄物減量等推進員
- (2) 豊中商工会議所
- (3) 市民公益活動団体
- (4) 事業者

(審査員の任期)

第4条 審査員の任期は1年とする。ただし、補欠審査員の任期は前任者の残任期間とする。

2 審査員は、再委嘱することができる。

(審査員の解嘱)

第5条 市長は、審査員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 第3条各号に該当しなくなったとき
- (2) その他特に市長が解嘱する必要があると認めたとき

(謝礼金)

第6条 市長は、第2条の職務を遂行した審査員に対し、1日につき、謝礼金2,500円を支給する。

(庶務)

第7条 審査員に関する庶務は、環境部減量計画課において処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月3日から実施する。

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。